

彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言

【全校種共通事項】

I 家庭と学校が連携した健康管理の徹底

○朝夕の検温、咳等の呼吸器症状の有無及び倦怠感の確認

- ・家庭での検温・健康観察等の徹底を依頼、同居家族の状況の把握
- ・健康観察カードへの必要事項の記入を依頼

○登校後の体調不良児童生徒への対応の構築

- ・SHR等でのカード等による健康観察の実施
- ・検温等を未実施の児童生徒には、健康観察を実施
- ※ 発熱等の症状が認められた場合は、保護者に連絡の上、帰宅させる
(帰宅困難な場合は、安全に帰宅できるまでの間、他の者との接触を避け、別室で待機させる)

II マスク着用の徹底

○マスクの着用の徹底

- ・登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる
- ・特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる
- ※ 熱中症の防止対策として、児童生徒にはこまめに水分補給をさせ、健康状態を把握する

III 「3つの密」の回避の徹底

○換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底（こまめに換気）

- ・可能な限り、常時2方向の窓を開放する
- ・エアコンの使用時も換気を行う
- ・環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

○多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離（1m以上）の確保

- ・不必要な身体接触を避ける（握手や手つなぎ、ハイタッチ等）
- ・並び方や座席の配置等を工夫する（1m以上の間隔を開ける）
- ・学年集会などにおいても、身体的距離を確保する（広いスペースが確保できる場所）

○近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- ・授業時や昼食時は、対面にならないようにする
- ・廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定める
- ・来客者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

IV 手洗い等の徹底

○流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- ・手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後など
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
- ・必要に応じて手指消毒液を活用する

V 環境衛生管理の徹底

○児童生徒が触れる共用箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の1日1回以上の消毒

- ・消毒用エタノールだけでなく、入手しやすい次亜塩素酸ナトリウム液も積極的に活用する

○児童生徒による清掃時の留意点

- ・清掃時は、マスクをするとともに私語をしないで取り組ませる
- ・清掃後には石けんによる手洗いを行う
- ・体調不良者用の部屋やトイレは、児童生徒には清掃させない



埼玉県教育委員会